

鹿角市告示第27号

指定管理者の指定について

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鹿角市条例第1号）第4条第1項の規定により、鹿角市草木地域活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年 2月28日

鹿角市長 児 玉



記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市草木地域活動センター	名称 中草木自治会 所在地 鹿角市十和田草木字館下タ 111番地1	平成30年4月 1日から 平成35年3月31日まで (5年)